

静岡県警察 特殊詐欺等総合対策

令和6年8月

静岡県警察本部

目 次

1 被害を防止するための対策

- (1) SNS型投資・ロマンス詐欺対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) フィッシングによる被害実態に注目した対策・・・・・・・・・・ 1
- (3) 特殊詐欺等対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 実行犯を生まないための対策

- (1) 犯罪実行者の募集と疑われる情報への対策の推進・・・・・・・・ 4
- (2) 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発の推進・・ 5
- (3) 強盗や特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進・・ 5
- (4) 実行を容易にするツールを根絶するための取組の推進・・・・・・・・ 6

3 犯罪者を逃さないための対策

- (1) 匿名・流動型犯罪グループの存在を見据えた取締りと実態解明・・・・・・・・ 6
- (2) 国際捜査の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 不正な現金等の国外持出し等に係る水際対策の強化・・・・・・・・ 7

1 被害を防止するための対策

(1) SNS型投資・ロマンス詐欺対策

ア 被害発生状況等に応じた効果的な広報・啓発等【生活安全企画課・サイバー犯罪対策課】

SNS型投資・ロマンス詐欺においては、被害者の多くが40から60代の現役世代が占めており、同世代に対する手口の周知、危機意識の醸成を図る必要がある。

事業団体・企業等との連携を強化しつつ、デジタル空間をはじめ、多種多様な媒体を活用するとともに、企業経営者や従業員を対象としたサイバーセキュリティ・カレッジや防犯講話など、あらゆる機会を通じ、SNSやマッチングアプリが悪用されている実態や、金銭をだまし取られるまでの流れなど、具体的な被害実態等を踏まえた効果的な広報・啓発活動を推進する。

イ 犯行に利用されるSNSアカウント等の速やかな利用停止措置等の推進【捜査第四課】

SNS型投資・ロマンス詐欺については、被疑者から被害者への連絡手段としてトークアプリやマッチングアプリが悪用されている。

特に、SNS型投資・ロマンス詐欺については、被害の9割以上がLINEへ誘導される実態にあることから、犯行に利用された被疑者のアカウント等について、被害者による迷惑トーク等の通報要領の周知を図るとともに、LINEに対する警察からの情報提供を行い、犯行に利用されたアカウント等の利用停止等の措置に向けた取組を推進する。

ウ 金融機関と連携した水際対策等の強化【生活安全企画課】

法人口座を含む預貯金口座等が犯行に利用されているほか、被害金について、金融機関の窓口、ATM送金、インターネットバンキング取引などにより送金させられている実態を踏まえ、引き続き、顧客に対する積極的な声掛けや不審な取引のモニタリング強化等の働きかけを行うとともに、不審な取引を認知した場合における顧客への注意喚起や警察への通報促進など、金融機関と連携した水際対策等の強化を図る。

(2) フィッシングによる被害実態に注目した対策

ア フィッシングサイトにアクセスさせないための方策【サイバー犯罪対策課】

利用者にフィッシングメールが届かない環境を整備するため、サイバーセキュリティ・カレッジ等の機会を通じ、インターネットサービスプロバイダー等のメール受信側事業者や、金融機関、EC事業者、物流事業者、行政機関等のメール送信側事業者等に対して、送信ドメイン認証技術（DMARC等）の計画的な導入を検討するよう、総務省が実施した実証結果も踏まえつつ、引き続き働き掛けを行う。

※「DMARC」とは、「Domain-based Message Authentication, Reporting and Conformance」の略。受信したメールのドメイン名が送信者（ヘッダFrom）のドメイン名と一致している場合は、認証成功としてメールボックス上の受信トレイに配信し、送信者のドメイン名と一致しない場合は、認証失敗として迷惑メールフォルダに格納する（quarantine）ことやメールボックスに格納しない（reject）ことを可能とする技術である。

イ 情報発信の強化【サイバー犯罪対策課】

フィッシングメール等によるインターネットバンキングに係る不正送金やクレジットカードの不正利用の被害が深刻な状況であることを踏まえ、県内の学生が作成した広報デザインを活用するなどして、SNSやメール、ホームページ、紙面等あらゆる媒体による情報発信を推進する。

ウ フィッシングサイトの閉鎖促進【サイバー犯罪対策課】

サイバー防犯ボランティアとの連携を強化し、フィッシングサイトの閉鎖に向けた取組を推進する。

(3) 特殊詐欺等対策

ア 犯人からの電話を直接受けないための対策【生活安全企画課】

特殊詐欺の大半は、犯人からの電話を受けることに端を発して被害に遭っている現状を踏まえ、被害を防止するためには、高齢者が犯人からの電話を直接受けないようにすることが、極めて重要であることから、次のとおり、県民に対する、「国際電話の利用休止申込み」の普及促進や被害者等の自宅電話番号の変更など、犯人からの電話を直接受けないための対策を推進する。

○ 国際電話番号からの着信を受けないための対策

国際電話番号の犯行利用が増加しているところ、国際電話番号については、「国際電話不取扱受付センター」へ国際電話利用契約の利用休止申込みを行えば、固定電話・ひかり電話を対象に国際電話番号からの着信を休止できることから、その旨を周知するとともに、申込手続きのサポート、代理申請を行うなど、国際電話番号からの着信を受けないための対策を推進する。

○ 発信者番号表示サービス等の普及等

サギ電話等の悪質な電話の被害を抑止するためには、各個人が発信者番号を見てから電話に出ることや、非通知電話を着信拒否することが重要であるため、県民に対し、発信者番号を表示するサービス（ナンバーディスプレイ等）や非通知設定で架かってきた電話を着信しないように設定できるサービス（ナンバーリクエスト）について周知する。

特に、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「N

TT」という。)が提供するサービスの無償化対象(NTT回線利用、契約者又は、同居の家族が70歳以上)に該当する場合には、同サービスの周知及び利用促進を図る。

○ 押収名簿を活用した注意喚起及び自宅電話番号の変更等支援

特殊詐欺等の捜査の過程で入手した名簿の登載者については、サギ電話を受ける危険性が高いことから、警察官の戸別訪問による注意喚起を徹底するほか、防犯機能を備えた固定電話機の設置・導入や、自宅電話番号の変更を含む被害防止対策等について広報・啓発を行う。

イ 特殊詐欺に対する抵抗力を醸成するための広報啓発活動の更なる推進

(7) 被害に遭わない環境の構築【生活安全企画課】

○ 被害に遭いやすい対象に対する重点的な広報啓発活動の推進

県内における令和5年中の特殊詐欺被害者の約8割が、65歳以上の高齢者で、うち8割以上が女性であることから、引き続き『詐欺から女性の暮らしを守る「さくらセーフティ作戦」』を展開し、被害の中心層を占める65歳以上の特殊詐欺に対する危機意識と抵抗力を醸成するための広報啓発活動を推進する。

○ 高齢者を特殊詐欺から守る機運の醸成

高齢者だけでなく、その子供・孫世代及び地域社会への働き掛けを強化し、社会全体で特殊詐欺等の被害防止に取り組むよう、広報・啓発活動を展開する。具体的には、自治体、防犯協会、防犯ボランティア団体、自治会、民生委員等の関係機関・団体をはじめ、医療機関、金融機関、運送業界等の高齢者が日常生活で接点を有する事業者と連携した注意喚起及び広報・啓発を推進する。

また、家族間での被害防止意識を高めるため、各職場での教育・研修等に加え、学校等における防犯指導等、主として子供・孫世代を対象とした、特殊詐欺等被害防止の広報・啓発を推進する。

(4) サギ電話等認知時の効果的な情報発信の推進【生活安全企画課】

サギ電話等を認知した場合には、県警察公式X(エックス)や防犯アプリ「どこでもポリス」など、様々な広報媒体を活用し、情報発信活動を実施するとともに、状況に応じて、報道機関へ情報提供を行うなど、県民の危機意識を醸成するための効果的な情報発信活動を推進する。

(5) 金融機関と連携した被害の未然防止【生活安全企画課】

○ 金融機関と連携した水際対策等の強化<再掲>

法人口座を含む預貯金口座等が犯行に利用されているほか、被害金について、金融機関の窓口、ATM送金、インターネットバンキング取引などにより送金させられている実態を踏まえ、引き続き、顧客に対する積極的な声掛けや不審な取引のモニタリング強化等の働きかけを行うとともに、

不審な取引を認知した場合における顧客への注意喚起や警察への通報促進など、金融機関と連携した水際対策等の強化を図る。

○ ATMでの振込や引出制限等の推進

金融機関と連携し、一定年数以上にわたってATMでの振込実績がない高齢者のATM振込限度額をゼロ円又は極めて少額とする取組(ATM振込制限)及び高齢者のATM引出限度額を少額とする取組(ATM引出制限)を推進する。

○ 携帯電話を使用しながらATMを利用する者への注意喚起の推進

特殊詐欺においては、被害者が携帯電話等で指示を受けながらATMを操作し、被害に遭う事例が多数みられるため、引き続き、金融機関その他の関係機関・団体と連携し、「ATMでの携帯電話の通話は、しない、させない」取組を推進する。

(I) コンビニエンスストア等と連携した被害の未然防止【生活安全企画課】

電子マネー型や収納代行利用型の手口への対策として、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、各コンビニエンスストア事業者と連携し、同一人や同一機会での高額又は複数の電子マネー購入希望者や収納代行利用者へのチェックシートを活用した声掛けを推進するほか、店頭販売棚やレジ・端末機の画面に音声付き動画の活用を含む訴求力の高い注意喚起の表示を行うなどの取組について、働きかけを行う。

ウ 防犯性能の高い建物部品等の設置促進【生活安全企画課】

防犯性能の高い建物部品(CP部品)や、防犯カメラ等の住宅の防犯性能を高める機器の有効性について様々な媒体を活用した具体的な広報を行うことにより、防犯機器の設置を促進する。

エ パトロール活動による警戒及び職務質問の強化【地域課】

サギ電話等が多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロール活動及び特殊詐欺等の犯行傾向に応じた先制的な警戒活動と不審者への積極的な職務質問を強化する。

オ 高齢者の実態把握と防犯指導の徹底【地域課】

巡回連絡等の活動を通じて、特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者の実態把握に努めるとともに、最近の犯行形態に応じた効果的な防犯指導を徹底する。

2 実行犯を生まないための対策

(1) 犯罪実行者の募集と疑われる情報への対策の推進

ア 「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進【生活安全企画課・サイバー犯罪対策課】

「闇バイト」等情報がSNS上で発信されている実態を踏まえ、こうした情報による犯罪実行者の募集を防ぐため、引き続き、サイバーパトロール等を通じて把握した情報を端緒とする捜査を推進するとともに、同情報が確実に削除されるよう、インターネットサービスプロバイダー等に対する働き掛けを行うほか、返信（リプライ）機能を活用した投稿者等に対する個別警告等を実施する。

※「闇バイト」等情報とは、「闇バイト」、「裏バイト」等と表記したり、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを示唆したりして犯罪の実行者を募集する投稿や当該投稿に関連する情報をいう。

なお、バイトという表現が犯罪への気軽な参画につながることを避けるため、青少年等への広報・啓発にあたっては、「犯罪実行者募集情報」という語も適切に活用していくこととする。

イ 秘匿性の高いアプリケーションの悪用にかかる注意喚起【生活安全企画課・サイバー犯罪対策課】

「闇バイト」等情報の応募者が、リクルーターや指示役から、連絡に秘匿性の高い通信アプリケーションを用いるように誘導され、当該アプリケーション上でのやりとりに移行したとみられる実態があることを踏まえ、犯罪に加担する事態を防ぐために、SNSを含む「闇バイト」等への応募の入り口になりそうな場面における注意喚起のメッセージの表示など、あらゆる機会を通じた広報啓発活動を推進する。

(2) 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発の推進【人身安全少年課】

SNS等の利用を通じて青少年が「闇バイト」等情報に触れるなどし、事の重大性を認識することなく、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまうこと等のないよう、防犯教室や非行防止教室等の場を活用して、SNS等を用いた犯罪の発生状況、手口等について情報発信するとともに、学生向けに労働関係法令を分かりやすく解説したハンドブックや、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」活用して、青少年に対する広報啓発活動を推進する。

(3) 強盗や特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進【捜査第四課】

SNS上で実行犯を募集する手口がとられ、凶暴な犯行態様で敢行される昨今の強盗事件をめぐる状況や、引き続き深刻な情勢にある特殊詐欺の状況を踏まえ、犯罪グループ等において実行犯を担った者に対する適正な科刑を求めるべく、捜査において、余罪の積極的な立件、令和4年12月に法定刑の引き上げ等がされた組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用を推進する。

(4) 実行を容易にするツールを根絶するための取組の推進

ア 犯罪者グループ等が用いる電話に関する対策【捜査第四課】

詐欺等の犯行に利用される携帯電話について、役務提供拒否に関する警察から事業者への情報提供を推進するほか、事業者と連携し、特殊詐欺に利用された携帯電話サービスを停止する取組を推進するとともに、携帯電話不正売買等の詐欺等を助長する犯罪の検挙や、悪質な犯行ツール提供事業者等に対する取締りを推進する。

イ 預金口座等に関する対策【捜査第四課・組織犯罪対策課】

金融機関を通じた振込型の被害額が大幅に増加しているほか、実態のない法人が不正に開設した法人口座を悪用した犯罪収益の隠匿等が相次いでいることから、金融機関との連携を強化し、モニタリングによる詐欺被害と思われる出金・送金等の通報や、法人口座を含む不正な口座情報について疑わしい取引の届出制度の活用等、迅速な情報共有を図る取組を推進する。

ウ 証拠品として押収されたスマートフォン端末等の解析の円滑化【サイバー犯罪対策課・捜査支援分析課】

高度な情報技術を用いた犯罪に対応するため、最新の電子機器やアプリケーションの解析のための技術力の向上、パスワードが不明なスマートフォン端末の解析等を行う解析用資機材の充実強化、関係機関との連携・情報共有、捜査員等に対する研修等を推進し、情報技術解析に関する態勢を強化する。

3 犯罪者を逃さないための対策

(1) 匿名・流動型犯罪グループの存在を見据えた取締りと実態解明【捜査第四課】

ア 取締り及び実態解明体制の整備

特殊詐欺はもとより、SNS型投資・ロマンス詐欺についても匿名・流動型犯罪グループの関与がうかがわれるところ、匿名・流動型犯罪グループの実態を実効的に把握するための情報収集体制や、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りを強化するための体制の整備を行う。

イ 犯罪者グループ等の実態解明に向けた捜査を含む効果的な取締りの推進

事件の背後にいる首謀者や指示役も含めた犯罪グループの弱体化・撲滅のため、SNS事業者等に対して必要な照会等を行い、詐欺等を行う者や、これらに加担する者の特定を図るなど、あらゆる法令を駆使した戦略的な取締りを推進するとともに、積極的な情報収集を行うなどして、その活動実態や詐欺等への関与状況等を解明する。

ウ 突き上げ捜査による中枢被疑者の検挙の推進

あらゆる情報を活用し、犯行拠点の発見に努め、架け子等を検挙するとともに

に、現場設定や被害発生前後の初動捜査の徹底により受け子、出し子等を検挙する。

また、突き上げ捜査の徹底により中枢被疑者等の検挙を推進する。

(2) 国際捜査の徹底【薬物銃器国際捜査課】

首謀者や指示役が海外に所在するなどのケースにおいては、警察庁と連携し、外国捜査機関等との迅速な情報交換や、捜査に必要な証拠の提供を通じ、事件の全容解明を図る必要があるところ、ICPO等を通じた捜査協力を推進するほか、外交ルートや条約・協定を活用して国際捜査共助等の円滑・迅速化に取り組む。

(3) 不正な現金等の国外持出し等に係る水際対策の強化【組織犯罪対策課】

県民の安全・安心の確保や経済活動の健全な発展に寄与するため、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（令和4年5月19日マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定）等に基づき、関係機関と緊密に連携し、海外への不正な現金等の持出しに係る水際での取締りを実施する。